

**宮津湾流域下水道
宮津湾浄化センター**

運転管理業務委託

入札説明書

平成30年10月

京都府流域下水道事務所

目 次

1 委託の概要	1
1.1 委託名称	1
1.2 委託実施場所	1
1.3 施設概要	2
1.4 委託内容	2
1.5 その他	3
2 入札に参加することができない者	4
3 入札に参加する者に必要な資格	4
3.1 単体業者の要件	4
3.2 共同企業体の要件	7
3.3 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件	7
3.4 共同企業体の代表者に必要な要件	7
3.5 共同企業体のその他の構成員の要件	7
3.6 配置予定技術者	7
4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類	8
5 技術提案書	10
5.1 技術提案書の提出方法	10
5.2 技術提案書の枚数制限	10
5.3 技術提案書の評価	11
5.4 技術提案書に記載すべき事項	11
6 入札手続等	15
6.1 配布資料の入手方法	15
6.2 入札参加資格の確認及び技術提案書の提出	15
6.3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	17
6.4 入札参加者が1者のみの場合の措置	17
6.5 現地見学会の開催	17
6.6 配布資料、開示資料等及び設計図書に関する質問回答	18
6.7 入札手続	18
6.8 入札等スケジュール	22
6.9 入札保証金	24
6.10 違約金	24
6.11 落札者の決定方法	24
6.12 契約保証金	24
7 総合評価に関する事項	24
7.1 審査方式	24
7.2 意見聴取会議の設置	24
7.3 審査等の流れ	25
7.4 評価の視点	26
7.5 審査の方法	27
8 委託の実施に関する事項	28
8.1 総括責任者等の選任	28
8.2 業務の再委託等	28
8.3 委託の継続が困難となった場合の措置	29
8.4 契約に基づく委託の実施状況の監視	30
8.5 契約に基づく委託の実施状況の評価	30
8.6 危機管理対応	30
8.7 支払の減額等	30
8.8 支払手続	30
9 その他	31

參考資料

- 1 確認申請書樣式
- 2 技術提案書樣式

1 委託の概要

1.1 委託名称

宮津湾流域下水道 宮津湾浄化センター運転管理業務委託

1.2 委託実施場所

(1) 宮津湾浄化センター

宮津市字獅子10ほか地内

(2) 獅子崎中継ポンプ場

宮津市字獅子崎小字大苗代195-4

(3) 鶴賀中継ポンプ場

宮津市字鶴賀2158-7

(4) 須津中継ポンプ場

宮津市字須津小字大藪濱1967-1

(5) 堂谷中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻41-3

(6) 四辻中継ポンプ場

与謝郡与謝野町字四辻小字青田630-2

(7) その他

処理区内の管渠流量計（幹線流量計） 1 箇所

幹線管路施設（管渠・人孔） 5 幹線

マンホールポンプ 与謝郡与謝野町字石川

与謝郡与謝野町字明石

1.3 施設概要

流域下水道名	宮津湾流域下水道
主な対象施設	宮津湾浄化センター
施設能力	全体計画： 20,000m ³ /日最大 施設能力： 15,000m ³ /日最大
排除方法	分流式
処理方法	標準活性汚泥法

1.4 委託内容

(1) 契約期間及び業務期間

契約期間は、契約日から平成36年4月30日（以下「契約満了日」という。）までとする。

業務期間は、平成31年4月1日（以下「業務開始日」という。）から平成36年3月31日（以下「業務期間満了日」という。）までとする。

(2) 業務開始準備期間

契約期間のうち、契約日から平成31年3月31日までの期間を、業務開始準備期間とし、受託者は自己の負担により、現在の施設の運転管理業務受託者（以下「既受託者」という。）から業務の実施に支障を来たさない範囲内において、引継を受けることができる。

また、受託者は引継を受けるにつき、委託者又は既受託者を含む第三者に及ぼした損害について、委託者又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない。

(3) 引継期間

業務期間満了日から最大で契約満了日までを引継期間とし、受託者は業務期間満了日以降に新たに施設を運転する者（以下「次受託者」という。）から引継事項等の説明及び技術指導（以下総称して「指導」という。）の要請があった場合には、次受託者に指導を行う。

(4) 業務内容

受託者が実施する本委託の業務内容は、以下のとおりとする。また本書末に業務範囲図

を示す。なお、具体的な内容については、要求水準書に示すものとする。

- ア 運営管理業務
- イ 運転操作業務
- ウ 監視業務
- エ 保守・点検業務
- オ 修繕業務
- カ 水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
- キ 施設管理及び物品等調達業務
- ク その他業務

1.5 その他

本委託は、性能発注の考え方に基づく包括的民間委託である。

2 入札に参加することができない者

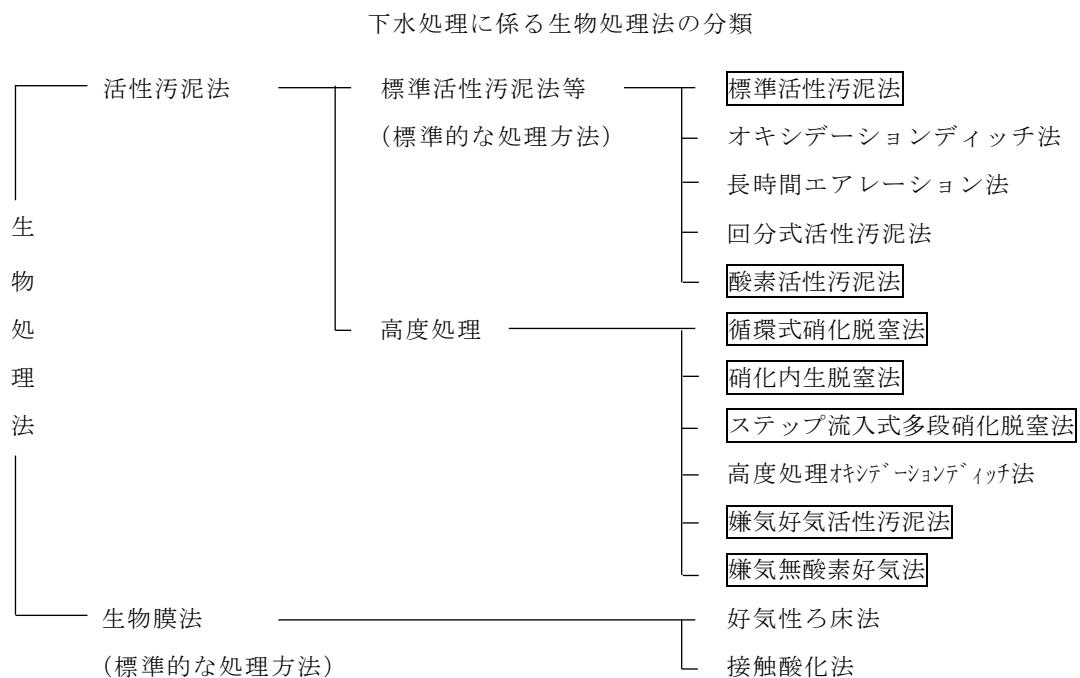
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、単体業者（1社のみで構成される入札希望者をいう。以下同じ。）にあっては3.1節の要件を、共同企業体にあっては3.2節から3.5節までの要件を満たさなければならない。

3.1 単体業者の要件

(1) 地方自治体又は地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体（海外の場合は、同種の公的機関をいう。以下同じ。）に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法（下記の「下水処理に係る生物処理法の分類」で四角囲みした処理法に相当）による下水処理能力水量（日最大水量をいう。）が1日当たり1万立方メートル以上の下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）において、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の運転管理業務について、平成16年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績（平成31年3月末完了見込を含む）を有する者であること。



（出典「下水道施設計画・設計指針と解説」）

(2) 緊急時の初期対応として、2時間以内に応急復旧を開始する体制を確保することができる者であること。

なお、2時間以内に応急復旧を開始する体制とは、宮津湾浄化センターでの緊急時に、通常の交通手段（車や鉄道など）を用いて2時間以内に緊急事態に対処できる職員を必要な人数だけ派遣できる場所（上下水道処理に関する業務を行っている場所、営業所等）に、受託者の技能及び技術職員等複数人が恒常的に確保出来ていることをいう。

(3) 総括者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有する技術者（以下「総括責任者」という。）を業務場所に専任で配置することができる者であること。

(4) 総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法施行令第15条の3各号に定める資格を有する技術者（以下「副総括責任者」という。）を業務場所に専任で2人以上配置することができる者であること。

(5) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

(7) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、委託者の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。これらの措置要領の適用を受ける有資格者でない者については、それらの措置要件に該当する事実がない、又は事実発生後それぞれの期間を経過していること。

(8) 確認申請書を提出するときに、府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

(9) 確認申請書を提出するときに、委託者が発注した建設工事等に關係する債務を遅滞していないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。(以下「法」という。)) 第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(11) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

(12) 本入札の日前2年間に国、地方公共団体その他の公的団体が発注を行った業務のうち、下水道施設、上水道施設、ごみ焼却施設、ダム施設、用水管理施設又はポンプ場の運転管理業務又は保全管理業務において、次のいずれかに該当すると認められる者でないこと。

ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

オ 落札決定後に契約締結を辞退した者(その者の責めに帰すべき事由において当該契約締結の辞退をしたと認められる者に限る。)

カ 契約を解除した者(その者の責めに帰すべき事由において当該契約を解除したと認められる者に限る。)

キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(13) 5.3節に定める技術提案書の評価において、失格に該当しないこと。

3.2 共同企業体の要件

(1) 共同企業体は、代表者及びその他の構成員の2者により自主的に結成されたものであること。

(2) 代表者及びその他の構成員の出資比率は、それぞれ30パーセント以上であること。

(3) 代表者及びその他の構成員のいずれかが3.1節の(2)の要件を満たす者であること。

3.3 共同企業体の代表者及びその他の構成員全てに必要な要件

3.1節の(5)～(13)までに同じ。

3.4 共同企業体の代表者に必要な要件

(1) 3.1節の(1)及び(3)の要件を満たすこと。

(2) 副総括責任者を業務場所に専任で1人以上配置することができる者であること。

(3) 出資比率が3.2節の(2)のその他の構成員の出資比率を下回らないこと。

3.5 共同企業体のその他の構成員の要件

(1) 地方自治体又は地方自治体が出資若しくは出えんをしている団体に係る標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、水処理施設又は濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設の運転管理業務について、平成16年4月1日以降に元請けとして1年以上の契約履行実績（平成31年3月末完了見込を含む）を有する者であること。

(2) 3.4節の(2)の要件を満たすこと。

3.6 配置予定技術者

(1) 総括責任者

ア 終末処理場の維持管理業務における業務全体の責任者として、職務総括の管理能力がある者であること。

イ 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。

(2) 副総括責任者

- ア 総括責任者を補佐し、又は代行ができ、担当業務の責任者として的確な判断ができる管理能力がある者であること。
- イ 下水道法施行令第15条の3各号に規定する資格を有する者であること。

4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類（以下「確認申請書等」という。）は次のとおりとする。ただし、単体業者にあっては、（6）及び（7）の提出は不要である。

また、共同企業体の申請に当たっては、当該共同企業体の代表者が、構成員に係る書類をとりまとめて提出すること。

（1）一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

（2）登録規程の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿への登録証明書（1年以内のものであって、直近のもの）

（3）同種業務の受託実績調書（別記様式2）

3.1節又は3.4節及び3.5節に掲げる資格があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも1件、別記様式2に記載すること。

（4）配置予定技術者調書（別記様式3）

3.6節に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種業務の従事経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、3.6節に掲げる配置予定技術者の区分に応じて、それぞれ最低配置人数以上を記入することができる（その場合、予備候補者であることが判別できるように付記すること）が、その場合は、すべての候補者について条件を満足していかなければならない。

なお、業務実施に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を変更するためには、要求水準書6-3に定める手続きによる必要がある。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(5) 契約書等の写し

(3) の同種業務の受託実績及び(4)の配置予定技術者の経験として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

また、(4)の配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置予定技術者の経験として記載した業務に従事したことを判明する図書の写しを提出すること。

(6) 共同企業体にあっては、共同企業体協定書の写し

(7) 共同企業体にあっては、共同企業体委任状

(8) 府税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類

※ 府税納税義務のある者は、発行後3箇月以内の府税納税証明書を、京都府内に営業所がない者は、京都府税については、納税義務がない旨の証明書を府税事務所等で交付を受けること。(写し不可)

(9) 申請者が法人である場合は商業登記事項証明書（発行後3箇月以内のもので、現在効力がある事項が記された全部事項証明書とする。）及び定款（いずれも写し可）

(10) 営業所一覧表（別記様式4）

（あわせて緊急時の初期対応拠点となる場所及び業務内容も記載した緊急時対応確認一覧表（別記様式5）もあわせて提出すること。）

(11) 消費税及び地方消費税の納税証明書又は滞納がないことを示す書類（写し可）

※ 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3（請求税目単位の証明）、書式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）のいずれかとし、発行後3箇月以内のものとする。

(12) 取引使用印鑑届（別記様式6）

(13) 申請者が法人である場合は、財務諸表（直近決算のもの、貸借対照表及び損益計算書）

(14) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(15) 3.1節（6）、（7）及び（9）から（12）までに該当することを証する書類
（別記様式7の誓約書の提出でも可。）

5 技術提案書

入札希望者は、4の確認申請書等((1)～(15)の書類)の提出時又は提出後に、5.4節に示す事項を記載した技術提案書を提出すること。

5.1 技術提案書の提出方法

技術提案書の提出方法は以下のとおりとする。

- (1) 一般に市販されているワードプロセッサや表計算ソフト等を用いて作成する。
- (2) 提出部数は紙面及び電子データを格納したCD-Rで各1部とする。提出に当たっては、京都府電子納品ガイドライン(案)等に定められたウィルスチェックを必ず行うこと。
- (3) 電子データはオリジナルデータファイルとそれらのPDF変換ファイルとする。なお、PDF変換ファイルは紙面と同じ並びにした上、一つのファイルにまとめること。
- (4) 別途、配布する「業務実施計画書作成要領」、「技術提案書作成の手引」及び「技術提案書様式」を参考に作成すること。

技術提案書の作成に当たっては、本入札の主旨を踏まえ、組織の能力・ノウハウを發揮するための提案を含めた内容とする。技術提案書の項目は、業務を実施する上で必要となる「業務実施計画書」から技術力、マネジメント力が推し量れる項目を抽出しており、「業務実施計画書作成要領」に沿った視点で記載すること。

5.2 技術提案書の枚数制限

下記に示す規定ページ数を超過した技術提案書を提出した入札希望者は、失格とする。

- (1) 技術提案書は、5.4技術提案書に記載すべき事項のうち、「(1)基礎的技術力」を除いてA4版30ページ以内(両面15枚以内)にまとめることとし、簡潔かつ具体的に記載すること。
- (2) 用紙サイズはA4版とする。(A3版を使用しても良いが、A3版片面を2ページとして枚数を計上する。なお、A3版を使用する場合は、A4版へ折り込みすること。)
- (3) 技術提案書に用いるフォントは、A4版での「読みやすさ」を重視し、10ポイント以上とする。(ただし、図表は除く。)

5.3 技術提案書の評価

提出された技術提案書は、**6.11 落札者の決定方法**で記載している「総合評価一般競争入札方式（標準型）」における技術評価点として評価する。ただし、5.2節に定める規定ページ数を超過する場合又は技術提案書の内容が不誠実なものは失格とする。

5.4 技術提案書に記載すべき事項

技術提案書に記載すべき事項の内容は、次に掲げるものとする。なお、提案内容の評価は**7.4 評価の視点**に基づいて行われることに留意すること。このほか技術提案書作成に係る詳細については「技術提案書作成の手引」を参照すること。

(1) 基礎的技術力

ア 組織の資格・実績

a 入札参加者保有資格等

I . 入札参加者が組織として取得し保有している資格等の内容（資格等の名称、資格等の番号、取得年月日、有効期限など）を記載。特に「評価の視点」に係る資格について明示を求める。入札参加者が共同企業体の場合は構成員毎に記載すること。なお、確認のため資格証等の写しの提出または原本の提示を求める。

b 入札参加者受託実績

I . 下水処理場における標準活性汚泥法と同等以上の方法（OD方式除く。）での運転に係る業務について、平成16年4月1日以降に受託し完了した実績（平成31年3月末完了見込を含む）を性能発注（包括的民間委託）と仕様発注とに分けて記載すること。入札参加者が共同企業体の場合は構成員毎に記載すること。なお、確認のため受託実績が確認できる資料の写しの提出または資料原本の提示を求める。

イ 配置技術者の資格・実績

a 配置技術者保有資格

I . 配置する総括責任者（1人）、副総括責任者（2人以上 予備候補者除く）の各々が有している下水処理場の維持管理に関する資格のうち、「7.4評価の視点」に挙げる下水処理場の維持管理に関する資格①～③に該当するものについて、その内容（資格名、資格番号、取得年月日、有効期限など）を記載すること。上記資格が確認できる資料（経歴書、資格証等の写し）を添付すること。

b 配置技術者従事実績

I . 配置する総括責任者（1人）、副総括責任者（2人以上）の従事実績（従事浄化センター名、従事期間、従事職種）について、平成16年4月1日以降に受託し完了した実績（平成31年3月末完了見込みを含む）を性能発注（包括的民間委託）と仕様発注とに分けて記載すること。なお、確認のため従事実績が確認できる資料の写しの提出または資料原本の提示を求める。

(2)特定テーマ対応技術力

ア 水質管理対応

a 放流水質に関する対応

I . 法定基準が定められた放流水質の契約基準を遵守するためには、流入から放流までの各処理プロセスにおいて、目標とする自主管理項目を設定し、これらを適正に管理していく必要がある。このため、『放流水質に関する対応』では、適正な維持管理を行う上で必要と考える自主管理項目、選定理由について具体的に記載すること。

II . 処理プロセス上の自主管理項目が、異常を示した場合の対応や原因究明に向けた方針を記載すること。

イ 汚泥管理対応

a 汚泥処理に関する対応

I . 汚泥処理の契約基準である脱水ケーキ含水率を遵守し、安定処理を継続するためには、各処理プロセスにおいて、目標とする自主管理項目を設定し、これらを適正に管理していく必要がある。脱水ケーキ含水率を遵守し安定処理を継続するために必要と考える自主管理項目を記載すること。また、自主管理項目として設定した理由について具体的に記載すること。なお、自主目標値として、契約基準Ⅱ以下の脱水ケーキ含水率（年平均値）を自主管理項目に含めること。

II . 処理プロセス上の自主管理項目が、異常を示した場合の対応や原因究明に向けた方針を記載すること。

ウ 地域生活環境対応

a 周辺環境等の保全に関する対応

I . 当該浄化センター及び中継ポンプ場がもたらす地域生活環境に対する影響の内、周

辺住民の関心が高い臭気問題に対して、自らの行った業務に対しての説明責任を果たす必要がある。

臭気について、説明責任を果たすために業務の一環として自主管理測定を行う必要がある臭気測定場所及び測定方法について選定理由と併せて具体的に記載すること。なお、方法については公定法、簡易測定法の区別を明記した上で記載すること。

II. 周辺住民からの苦情対応・手順について具体的に記載すること。

エ 省エネ・温室効果ガス削減対応

a 省エネに関する対応

I. 「京都府流域下水道における温室効果ガス排出抑制計画」において「包括的民間委託による民間企業のノウハウを活かした効率的な運転の実施」が具体的な取り組みとして明記されている。当該浄化センターにおいて開示資料に基づき、施設運転上の創意工夫等によるエネルギー由来の温室効果ガス削減対策（＝省エネ対策）の方法と効果について具体的に記載すること。

II. 当該浄化センターにおいて、本委託の中で実施可能な「更に省エネ効果が期待できる具体的な提案」があれば記載すること。

※ I・IIとも電力消費量の削減又は抑制を主眼においた記載とすること。

オ 保守・管理対応

a 保守・管理に関する対応

I. 施設・設備を適正に維持するための保守点検は、運転管理及び調査との相互補完をなす重要な業務であり、予防保全の考え方に基づき実施する必要がある。対象設備（機械・電気）について、特に事業者自らが実施する点検（メーカー点検を除く）の重要性が高い設備をその理由とともに小分類単位で最大4点まで示し、それについて点検の具体的な方法を記載すること。

II. 予防保全型維持管理には、点検結果や修繕履歴の蓄積と活用及び施設・設備の不具合を速やかに察知すること、常に良好な状態に保つよう、速やかに修繕を実施することが有効な方法である。点検結果や修繕履歴の有効な活用方法を具体的に記載すること。併せてこれを踏まえた突発的小修繕（150万円未満（税込））及び修繕（150万円以上（税込））実施方法を具体的に記載すること。また、不具合発見時の連絡体制を具体的

に記載すること。

※1 電気設備には「計装」を含むものとする。

※2 小分類とは、「下水道施設の改築について（平成28.4.1国水下事第109号下水道事業課長通知）別表」における小分類を指す。

(3)組織におけるマネジメント

ア 水質リスクに関するマネジメント

a 流入・放流水質基準に対するリスクマネジメント

I. 標準活性汚泥法の処理場における放流水質基準に対するリスクマネジメント（リスク特定、リスク優先度、リスク低減対策）について俯瞰的な視点から具体的に記載すること。

II. 流入・放流水質基準の超過に対する基本的な対応を具体的に記載すること。

イ クライシスに関するマネジメント

a 大規模地震等に対する危機マネジメント

I. 大規模地震等に対する自組織の危機管理（危機管理手順、情報収集・共有方法、安否確認方法、教育訓練計画等）についての実施方針とBCP実績（BCP策定業務実績、BCP運用実績）を具体的に記載すること。※交通遮断発生時の対応はbに記載すること。

b 災害による交通遮断時における危機マネジメント

I. 本浄化センターへの交通遮断に対する危機マネジメント（危機特定、危機優先度、危機低減策）について具体的に記述すること。

(4)地域貢献

ア 地域貢献

a 地域貢献

I. 府の公契約大綱の基本方針に“地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮”、“事業活動における社会貢献の促進”がある。このため、受託した場合における、京都府域の経済に与える効果及び京都府社会に対する社会貢献として、①水質試験業務の府内業者への再委託、②施設管理業務（施設内・場内清掃等）の府内業者への再委託、③地元活動への積極的参加について具体的な内容を記載すること。

II. 下記に示す、主な資材の府内調達の予定について、資材毎の調達予定先を具体的に

記載すること。

【主な資材等】

高分子凝集剤、次亜塩素酸ナトリウム、消臭剤、気泡助剤、A重油、プロパン、活性炭、水質試験消耗品

※1 府内業者への再委託は、直接雇用を含む。

※2 府内業者からの調達は、府内に本店、支店等がある代理店から調達するものも含む。

なお、緊急を要する場合には、この限りではない。

6 入札手続等

6.1 配布資料の入手方法等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

(2) 入札説明書等の入手方法

原則として、6.8節に示す配布期間に、契約条項を示す場所へ問い合わせ（京都府流域下水道事務所のホームページからのダウンロードも含む）の上、入手すること。

(3) 設計図書及び開示資料の貸与

運転管理業務委託設計書については、6.8節に示す閲覧期間に、契約条項を示す場所で閲覧することができ、京都府流域下水道事務所のホームページからのダウンロードもできる。前記設計書を含む全ての設計図書及び本委託の対象施設・設備に係る開示資料については、6.8節に示す閲覧期間に、契約条項を示す場所でデータを保存したCDを借りることができます。なお、設計図書とは、委託額を積算するために作成した図書を指す。具体的な資料については、「要求水準書」の9開示資料に示す。

6.2 入札参加資格の確認及び技術提案書の提出

入札に参加を希望する者は、確認申請書等を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受

けなければならない。また、確認申請書等の提出後に技術提案書を提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

入札希望者は、6.8節に示す受付期間内に、提出書類を6.1節(1)の契約条項を示す場所に持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、受付期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

(2) 提出書類

提出書類については、「4 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」及び「5 技術提案書」に示すとおりとする。

(3) 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(5) 参加資格の有効期限

資格審査の有効期間は、(4)による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

(6) 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（共同企業体にあってはその構成員。（3）の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人の所在地

ウ 営業所の名称又は所在地

エ 法人にあっては代表者の氏名、権限を受任された営業所長等の職氏名

才 取引使用印鑑

(7) 参加資格の取消し

- ア 入札参加者（共同企業体にあってはその構成員）が確認申請書等の提出日から落札者の決定までの間に3に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。
- イ アにより参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

(8) その他

- ア 確認申請書等の作成等に要する費用は、入札希望者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。
- ウ 提出された書類は、委託者において無断使用することはない。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、委託者の指名停止措置を行うことがある。

6.3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、委託者に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を6.8節に示す欠格理由の説明の申込期限の午後5時までに持参で契約事項を示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、6.8節に示す期日に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

6.4 入札参加者が1者のみの場合の措置

開札の前後にかかわらず、入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止することがある。

6.5 現地見学会の開催

本委託の現地見学の対象施設は、原則、1.2節に示す場所のうち、宮津湾浄化センターのみとする。

現地見学会に参加を希望する者は、6.8節に示す申込み期間内に6.1節（1）に記す契

約条項を示す場所までファクシミリで申込みを行い、電話等で受信確認を行うこと。

現地見学会の期間は、6.8節に示す期間（閉庁日を除く）とするが、具体的な日時については別途指定する。

なお、中継ポンプ場や処理区内の管渠流量計（幹線流量計）の現地見学を希望するものはその旨も併せて申し出ること。ただし、見学会を実施する場合、その時期は6.8節に示す期間（閉庁日を除く）外になる場合がある。

6.6 配布資料、開示資料等及び設計図書に関する質問回答

ア 質問については、質疑書（別記様式8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、6.8節に示す期限までに、ファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

イ 回答については、配布資料（確認申請書等、入札説明書等をいう。以下同じ。）に関する質問、開示資料に関する質問、設計図書に関する質問とともに6.8節に示す日に京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

6.7 入札手続

（1）入札及び開札の日時、場所等

ア 日時：平成31年2月12日（火）午後2時

イ 場所：京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所 2階北会議室

（2）入札の方法

ア 入札者は、（1）アに示す日時に、（1）イに示す場所へ入札書（別記様式9）及び委託費内訳書を持参するものとする。電送による入札は認めない。

イ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を提出すること。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れる。

エ 「入札書」と朱書きした入札用封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

カ 入札回数は、2回までとする。

(3) 郵便による入札の方法

ア 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

　a 受領期限：平成31年2月8日（金）午後4時まで

　b 提出先：〒617-0836 京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

イ 入札書の郵送・収受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。

　a 入札書は、（2）ウにより作成する。

　b 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書及び再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。

　c 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「委託費内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。

　d 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

　e 「委託費内訳書」と朱書きした中封筒には、委託費内訳書を入れ、封印等の処理をする。

　f 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

　g （6）に規定する再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒（封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの）を当初の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

　h （ク）提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって

落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××， 〇〇〇円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

また、入札書には、固定費と変動費の内訳についても記載し、変動費単価については、変動費の額を処理水量で除した額とし、小数点第4位以下を切り捨てて小数点以下第3位まで記入すること。

(5) 委託費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、委託費内訳書を提出すること。

イ 委託費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）は、入札書に記載する金額に一致させること。

ウ 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書の項目に一致させること。

なお、委託費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 委託費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

オ （6）に規定する再度入札を行う場合は、委託費内訳書の提出を要しない。

(6) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ただし、当初入札において、無効又は失格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2及び3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書等又は技術提案書を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った

入札

- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 開札時点において有効な委託費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- コ 他人の氏名又は他の商号が記載された委託費内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- サ 入札金額と異なる委託費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

（8）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が（3）のアのbの提出先に到達するまでは、入札を辞退することができる。

この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を（3）のアのbの提出先に直接持参して申し出なければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

（9）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（10）契約書作成の要否

要する。

落札者は、落札決定後、7日以内に契約書を作成すること。

6.8 入札等スケジュール

手 続 等	期間・期日・期限 等	手續の方法等
配布資料の配布期間	平成30年10月9日(火)から平成30年11月13日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)	6.1節のとおり
設計図書、開示資料の閲覧期間	平成30年10月9日(火)から平成31年2月8日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び平成31年1月3日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)	6.1節のとおり
確認申請書等の受付	平成30年11月12日(月)及び平成30年11月13日(火)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)	6.2節のとおり
入札参加資格確認通知	平成31年1月21日(月)	6.2節のとおり
技術提案書の受付	平成30年11月12日(月)及び平成30年11月13日(火)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)	6.2節のとおり
欠格理由の説明の申込	入札参加資格確認通知受理日から平成31年1月30日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)	6.3節のとおり
欠格理由の回答	平成31年2月5日(火)	6.3節のとおり

手 続 等	期間・期日・期限 等	手續の方法等
現地見学会	<p>申込み期間：</p> <p>平成30年10月9日(火)から平成30年10月18日(木) まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から 午後5時まで(正午から午後1時を除く。)</p> <p>現地見学会開催期間：</p> <p>平成30年11月5日(月)から平成30年11月9日(金)ま で</p> <p>日程回答：</p> <p>平成30年10月23日(火)</p>	6.5節のとおり
質問の受付	<p>配布資料に関する質問：</p> <p>平成30年10月9日(火)から平成30年10月18日(木) まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から 午後4時まで(正午から午後1時を除く。)</p> <p>開示資料に関する質問：</p> <p>平成30年10月9日(火)から平成30年10月26日(金) まで(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から 午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>設計図書に関する質問：</p> <p>平成30年10月9日(火)から平成31年2月5日(火)ま で(日曜日、土曜日、祝日、平成30年12月31日、 平成31年1月2日及び平成31年1月3日を除く)の午 前9時から午後4時まで(正午から午後1時まで を除く。)</p>	6.6節のとおり
回答	<p>配布資料に関する回答：</p> <p>平成30年10月26日(金)</p> <p>開示資料に関する回答：</p> <p>平成30年11月2日(金)</p> <p>設計図書に関する回答：</p> <p>平成31年2月5日(火)</p>	6.6節のとおり
入札日時	平成31年2月12日(火)午後2時	6.7節のとおり

注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札2日前までに連絡する。

6.9 入札保証金

免除する。

6.10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も、同様とする。

6.11 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

評価値が最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

6.12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

7 総合評価に関する事項

7.1 審査方式

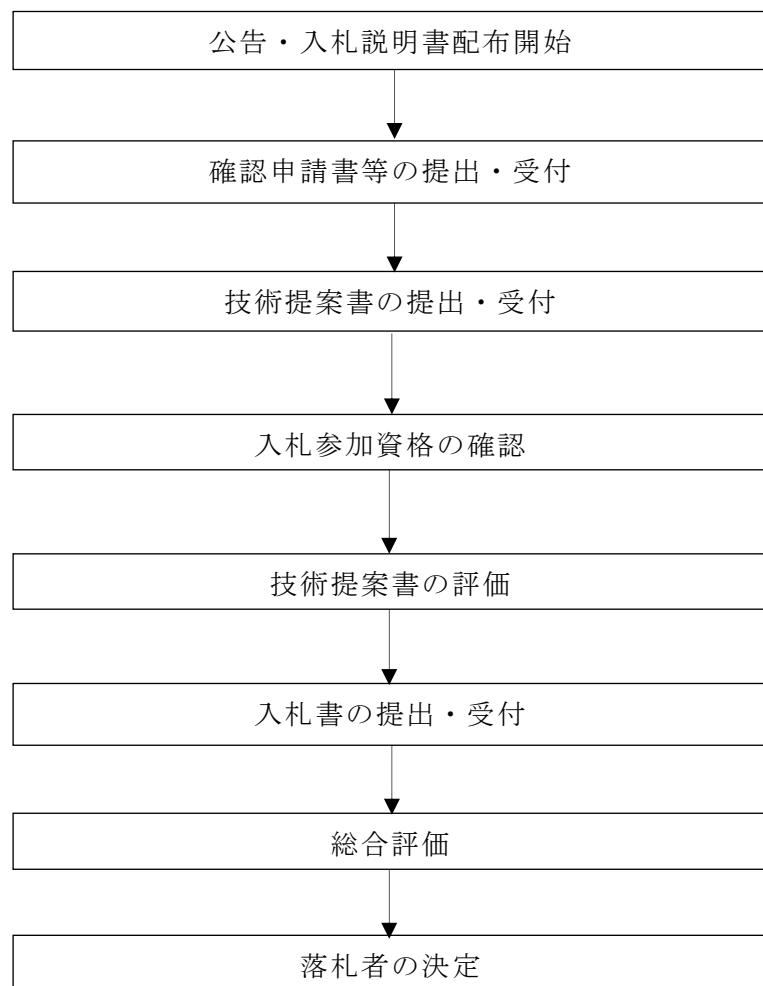
受託者の選定に当たっては、入札金額と技術提案書の内容を評価し、落札者を決定する。

（地方自治法施行令第167条の10の2の規定参照）

7.2 意見聴取会議の設置

京都府流域下水道維持管理業務の包括的民間委託において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する競争入札に係る学識経験者の意見聴取を行うため、意見聴取会議を設置する。

7.3 審査等の流れ



7.4 評価の視点

技術提案書における評価の視点は、次に掲げるものとする。

抽出項目		評価項目	評価の視点
大分類	小分類		
基礎的技術力	組織の資格・実績	入札参加者保有資格等	<p>包括的民間委託受託者の能力としてマネジメント力を求めているため、マネジメントに関する公的資格等の取得があれば評価する。 具体的には次の認証取得や審査登録があれば評価する。</p> <p>(1)国際規格の認証取得 ①ISO9001（品質） ②ISO14001（環境） ③ISO55001（アセットマネジメントシステム） ④OHSAS18001（労働安全衛生）</p>
		入札参加者受託実績	<p>(2)その他(1)(2)に準ずる認証取得・資格として⑤KES（ステップ2）への登録</p> <p>下水処理場における標準活性汚泥法と同等以上 の方法（OD方式除く。）の完了実績の有無とその受託期間や委託方式（包括的民間委託方式若しくは包括的民間委託方式以外（三仕様発注））で評価する。</p>
	配置技術者の資格・実績	配置技術者保有資格	<p>次の資格や検定について、複数取得している責任者の数を評価する。</p> <p>(1)下水道法施行令第15条の3（以下「政令」という。）で定める資格 ①政令第1号から第6号までで定める資格 ②政令第7号又は第8号で定める資格</p> <p>(2)その他資格 ③政令第7号で定める第3種技術検定合格者のうち実務年数が2年に満たない者 なお、資格によって評価に優劣あり。 ■資格の組み合わせの優劣 (①+②)>(①+③)</p>
		配置技術者従事実績	<p>次の2つの視点で評価する。</p> <p>(1)包括的民間委託での従事期間の長い配置技術者を有する入札参加者を評価する。</p> <p>(2)包括的民間委託に従事した配置技術者を数多く配置する入札参加者を評価する。</p>
特定テーマ対応技術力	水質管理対応	放流水質に関する対応	<p>次の2つの視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1)放流水質に関する契約基準を遵守する上で、流入から放流までの処理プロセス上で着目する必要がある自主管理項目（=自主的に基準を設けて管理する項目）の設定について、選定理由を含めて具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。</p> <p>(2)設定した自主管理項目が異常値を示した場合の対応について、対応方法及び原因究明の方針が具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。</p>
	汚泥管理対応	汚泥処理に関する対応	<p>次の3つの視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1)脱水ケーキ含水率を遵守し安定処理を継続するために、処理プロセス（消化工程を含む）上で着目する必要がある自主管理項目（=自主的に基準を設けて管理する項目）の設定について、選定理由を含めて具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。</p> <p>(2)(1)において、提案した脱水ケーキ含水率（年平均値）の自主目標値が契約基準Ⅱ未満の数値である場合、契約基準Ⅱと自主目標値の数値の差が大きいものを評価する。</p> <p>(3)設定した自主管理項目が異常値を示した場合の対応について、対応方法及び原因究明の方針が具体的に記載されている有効な提案が多いものを評価する。</p>
	地域生活環境対応	周辺環境等の保全に関する対応	<p>次の2つの視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1)臭気の自主管理測定について、実施場所及び方法が具体的に記載され、それその選定理由について具体的に記載されなければ評価する。</p> <p>(2)周辺住民からの苦情に対して具体的な対応方法、手順が記載されなければ評価する。</p>
	省エネ・温室効果ガス削減対応	省エネに関する対応	<p>次の2つの視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1)本浄化センターにおける効率的な運転を実施するに当たっての施設運転上の創意工夫について、対策方法及び省エネ効果が具体的に記載されているものを評価する。なお、開示資料に基づき継続的に省エネ効果が期待できる提案であれば評価対象とする。</p> <p>(2)(1)に加えて、更に効果が期待できる省エネ対策について具体的な提案があれば評価する。さらに、本委託内で実施できる提案であり、有効な提案であれば加点する。</p>

抽出項目		評価項目	評価の視点
大分類	小分類		
	保守・管理対応	保守・管理に関する対応	<p>次の2つの視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1) 対象設備(機械・電気)のうち、事業者自らが実施する点検(メーカー点検を除く)の重要性の高い設備について、小分類単位で最大4点まで示し、その理由と点検の方法(内容・実施頻度など)が具体的に記載されており、有効な提案が多いものを評価する。</p> <p>(2) 点検結果や修繕履歴の活用方法についての有効な提案を評価する。特に設備の長期停止や大規模修繕を回避するために必要となる適切な小修繕及び修繕の実施に関する提案(例:劣化予測を考慮した修繕計画の策定など)があれば評価する。また、不具合発生時の連絡体制が具体的に記載されていれば評価する。</p>
組織におけるマネジメント	水質リスクに関するマネジメント	流入・放流水質基準に対するリスクマネジメント	<p>次の3つの視点で、記載されていれば加点評価する。</p> <p>(1) 放流水質基準を遵守する上で想定されるリスクについて、優先度を含めた具体的なリスク特定を行い、リスク低減のための具体的な考え方方が記載されている。</p> <p>(2) 流入水質及び放流水質の基準超過(恐れがある場合を含む)に対して、それに対応策の立案、サンプリング頻度の増加、サンプルの取扱い(長期保管・外部分析等)についての具体的な提案が記載されている。</p>
	クライシスに関するマネジメント	大規模地震等に対する危機マネジメント	<p>次の2つの視点について、記載内容を評価する。</p> <p>(1) 大規模地震等に対する自組織の危機管理に関して、危機管理手順、情報収集・共有方法、安否確認方法及び教育訓練計画について、実施方針が具体的に記載されているものを評価する。</p> <p>(2) (1)に加えてBCPについて策定業務の経験又は運用実績があるものを高評価とする。</p> <p>※危機管理手順、情報収集・共有方法、安否確認方法、教育訓練計画の4項目全てについて実施方針が記載されていない提案は評価しない。</p>
		災害による交通遮断時における危機マネジメント	<p>周辺の交通が遮断された場合に想定されるリスクについて、優先度を含めた具体的なリスク特定を行い、リスク低減のための具体的な考え方方が記載されていれば加点評価する。</p>
地域貢献	地域貢献	地域貢献	<p>次の視点で記載内容を評価する。</p> <p>(1) ①水質試験業務の府内業者への再委託、②施設管理業務(施設内・場内清掃等)の府内業者への再委託、③地元活動への積極的参加の各項目(計3項目)について具体的に記載されていれば評価する。</p> <p>(2) 主な資材の府内調達については、府内業者から調達可能な資材を評価し、評価ランクA>B>Cの順に高評価とする。</p> <p>【評価ランク】 A: 高分子凝集剤、消臭剤 B: 次亜塩素酸ナトリウム、活性炭 C: 気泡助剤、A重油、プロパン、水質試験消耗品</p>

※上表の評価項目における略記の説明

大規模地震時等に対する自組織(会社組織運営)の危機マネジメント ⇒ 大規模地震等に対する危機マネジメント

7.5 審査の方法

(1) 審査の基本方針

技術提案書の評価点及び入札金額から評価値を算定し、評価値が最も高い入札者を選定する。

(2) 評価値

評価値は、以下の計算式で算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点 } 10,000 \text{ 点} + \text{加算点 } 1,500 \text{ 点}) / \text{入札金額}$$

(3) 評価項目の配点

技術提案書の評価項目の配点は次のとおりとする。

抽出項目		評価項目	配点	
大分類	小分類		大分類	小分類
基礎的技術力	組織の資格・実績	入札参加者保有資格等	200	50
		入札参加者受託実績		50
	配置技術者の資格・実績	配置技術者の資格		50
		配置技術者の従事実績		50
特定テーマ対応技術力	水質管理対応	放流水質に関する対応	800	200
	汚泥管理対応	汚泥処理に関する対応		200
	地域生活環境対応	周辺環境等の保全に関する対応		100
	省エネ・温室効果ガス削減対応	省エネに関する対応		150
	保守・管理対応	保守・管理に関する対応		150
マネジメントにおける組織化	リスクに関するマネジメント	流入・放流水質基準に対するリスクマネジメント	400	200
	クライシスに関するマネジメント	大規模地震時等に対する自組織(会社組織運営)の危機マネジメント		100
		災害による交通遮断時における危機マネジメント		100
地域貢献	地域貢献	地域貢献	100	100
合計			1500	1500

8 委託の実施に関する事項

8.1 総括責任者等の選任

本委託の実施に当たり、受託者は、総括責任者、副総括責任者及び主任を選任し、書面により委託者へ通知すること。

8.2 業務の再委託等

本委託の実施に当たり、受託者は、本委託の全部又はその主たる部分を、第三者に再委託

してはならない。

受託者は、事前に委託者の書面による承諾を得て、一部を再委託させることができる。

8.3 委託の継続が困難となった場合の措置

(1) 受託者の債務不履行の場合

- ア 受託者の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合及び受託者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、委託者は、受託者に対して改善通告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができる。受託者が是正勧告を受けた場合、委託者は受託者が当該業務の改善を行うまでの間、当該是正勧告の対象となった期間に対応する委託費の支払いを留保する。受託者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、委託者は、契約を解除することができる。
- イ 受託者（共同企業体にあってはその構成員を含む）が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託の継続が困難と合理的に考えられる場合、委託者は契約を解除することができる。
- ウ 上記ア又はイにおいて、委託者が契約を解除した場合、受託者は原則として原状回復義務を負うほか、受託者は、違約金を委託者に支払い、また、これにより生じた損害を委託者に賠償しなければならない。

(2) 委託者の債務不履行の場合

- ア 委託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、受託者は契約の解除を申し入れることができる。
- イ 上記アにおいて、受託者が契約を解除した場合、委託者は、これにより生じた損害を受託者に賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合

不可抗力その他委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により委託の継続が困難となった場合、委託者及び受託者双方は、委託継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知をすることにより、委託者及び受託者は、契約を解除することができる。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の精算方法の詳細等は、

契約で規定する。

8.4 契約に基づく委託の実施状況の監視

本委託の実施に際しては、委託者は、契約に基づき、受託者により提供されるサービスの履行確認等のため、本委託の実施状況の監視を行う。

また、受託者は、自ら作成した「監視チェックリスト」を用いてセルフモニタリングを行い、日報、月報及び年報等の報告書を作成すること。

委託者又は委託者が選任した第三者機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

8.5 契約に基づく委託の実施状況の評価

委託者は、契約に基づく「契約基準」並びに、入札時における「技術提案書記載事項」について、実施状況を評価する。

8.6 危機管理対応

受託者は、危機管理事象が発生した場合、委託者が定めた「流域下水道危機管理要領」にそって対応する。このうち危機管理レベルの高いとき、受託者は委託者の指揮監督を受ける。受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。

8.7 支払の減額等

契約に定める「契約基準」並びに、「技術提案書記載事項」を充足していないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。なお、詳細内容については契約書に定めるものとする。

8.8 支払手続

固定費及び変動費の内訳については、設計額比率で按分し、決定する。支払いに当たっての手続きは以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、月間業務報告書を作成し、遅滞なく委託者に提出すること。
- (2) 委託者は、月間業務報告書受領後 10 日以内に確認を行う。
- (3) 受託者は、委託者の確認後、委託者に請求書を送付すること。
- (4) 委託者は受託者からの請求書を受領後、30 日以内に委託料を支払う。

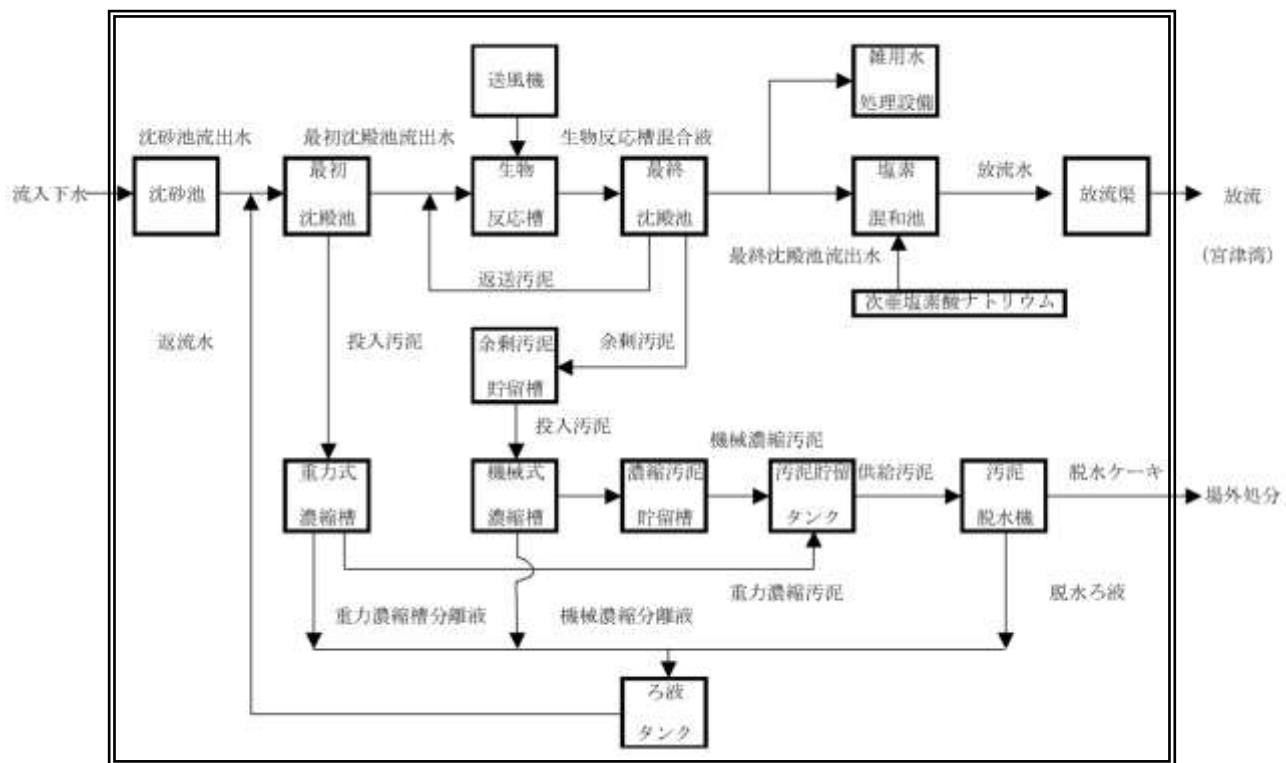
9 その他

- (1) 入札者は、この入札説明書のほか公告文、要求水準書、設計図書及び契約書（案）を熟読し、京都府工事等入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合は、委託者の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札価格が著しく低い場合には、適正な履行がなされるかどうかについて、調査、確認を行うことがある。
- (4) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) この入札に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (6) 落札者は、確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 落札者が技術提案書に記載した総合評価競争入札の評価項目に係る事項について、その内容が実施されないときや実施状況が不十分なとき等においては、この入札説明書に記載するところにより委託費の減額措置を行う場合がある。
- (8) 共同企業体の名称は、「○○・△△共同企業体」とすること。
- (9) 契約金額の年度割額は、設計図書に示す構成比率に応じて按分した額とし、千円未満を四捨五入する。端数が生じたときは、年度間で端数調整を行う。また、固定費と変動費の内訳についても、年度割額の計算方法と同様とする。
- (10) 翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託費が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。
- (11) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (12) 発注担当職員に対する非公開情報の不正な聞き出し等については、公表し当事者に指名停止措置を行う。

業務範囲図

業務の範囲は=線内の範囲とする

(1) 宮津湾浄化センター



(2) ポンプ場（獅子崎中継ポンプ場、鶴賀中継ポンプ場、須津中継ポンプ場、

堂谷中継ポンプ場、四辻中継ポンプ場)

業務の範囲は=線内の範囲とする

